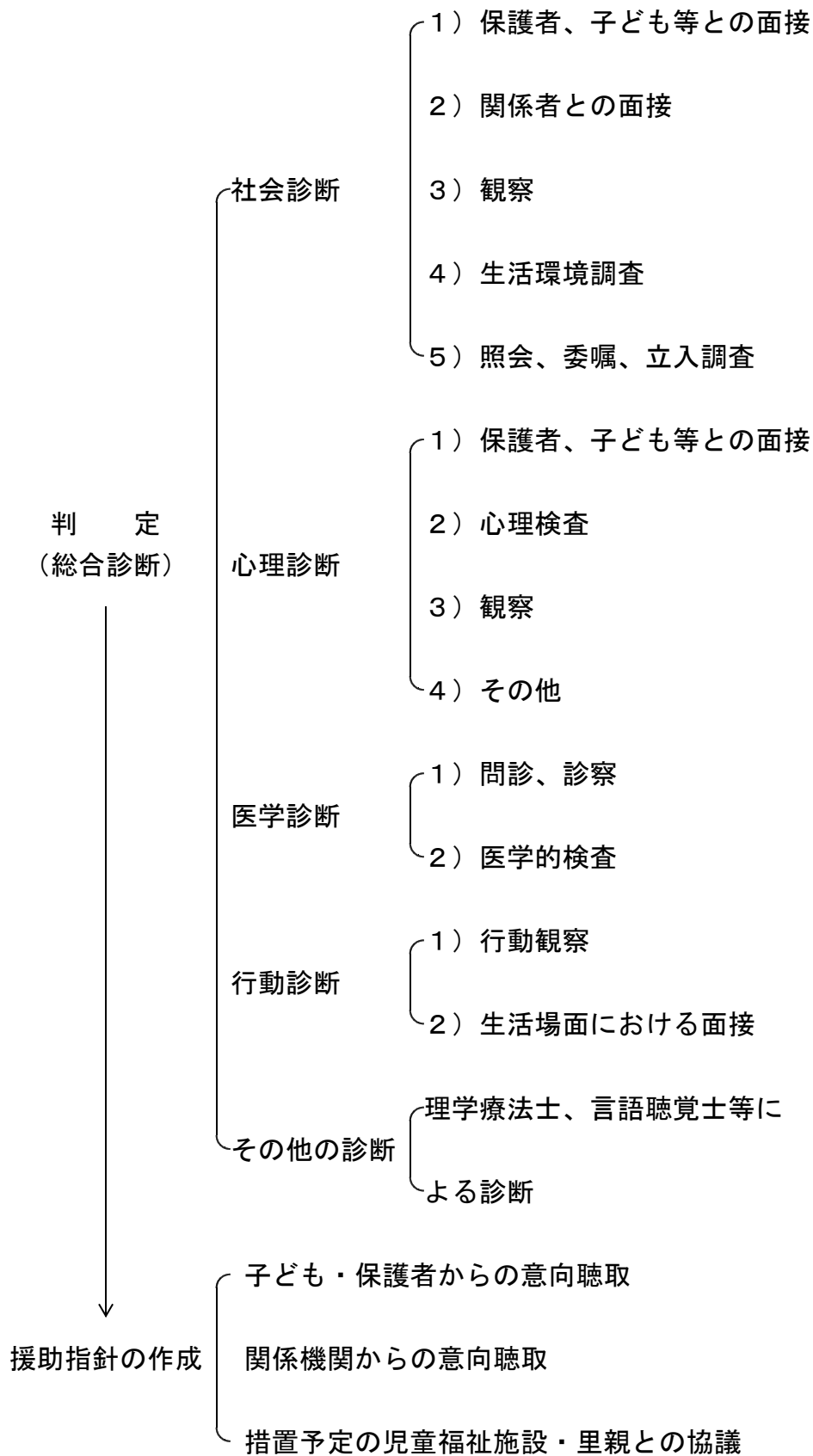


図-3 判定と援助指針の作成



表－1 児童相談所が連携をとるべき機関と主な連携事項

関 係 機 関	主 な 連 携 事 項
①市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相互の協力、通報等</li> <li>・児童相談所に対して、法第27条の措置を要する子ども、判定を要する子どもの送致</li> <li>・保育の実施等を要する子どもの通知</li> <li>・1歳6か月児及び3歳児に係る精神発達面における精密健康診査及び事後指導、障害児保育、心身障害児通園事業等</li> <li>・児童福祉に関する企画・広報等</li> </ul>
②福祉事務所 (家庭児童相談室)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童相談所から調査の委嘱、指導措置のための送致、福祉事務所の措置を要する子どもの報告、通知</li> <li>・児童相談所に対して、法第27条の措置を要する子ども、判定を要する子どもの送致</li> <li>・その他児童福祉に関する企画・広報、児童家庭に関する相談、指導等</li> </ul>
③保健所 市町村保健センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童相談所から一時保護・施設入所前の健康診断</li> <li>・保健、栄養上の指導の依頼</li> <li>・在宅重症心身障害児(者)等訪問指導、その他児童福祉に関する企画・広報</li> </ul>
④児童委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童相談所から調査の委嘱、指導措置</li> <li>・児童委員から要保護児童の通告、その他の協力</li> </ul>
⑤児童家庭支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導措置</li> <li>・児童家庭支援センターから要保護児童の通告</li> </ul>
⑥知的障害者更生相談所 身体障害者更生相談所 発達障害者支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知的障害者、身体障害者の判定(療育手帳、15歳以上18歳未満の子どもの施設入所のための判定等)</li> <li>・発達障害者に係る専門的な相談、助言、発達支援、就労支援等</li> </ul>
⑦児童福祉施設、里親等 <u>児童自立生活援助事業を行う者</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの措置、措置中の相談援助活動、報告</li> <li>・措置の解除、停止、変更、在所期間延長に関する事項</li> <li>・退所した子どもの指導に関する事項</li> <li>・母子<u>保護の実施</u>、児童自立生活援助の<u>実施</u>に関する事項</li> </ul>
⑧保育所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育の実施に関する事項</li> </ul>
⑨家庭裁判所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童相談所から送致、家事審判の申立て</li> <li>・家庭裁判所から送致、調査嘱託、援助・協力依頼</li> </ul>
⑩学校、教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通告、相談、合同巡回相談、就学指導委員会</li> </ul>
⑪警察	<ul style="list-style-type: none"> <li>・触法少年、ぐ犯少年の通告、棄児、被虐待児等要保護児童の通告</li> <li>・委託一時保護、少年補導、非行防止活動等</li> </ul>
⑫医療機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医学的治療の依頼、被虐待児の通告等</li> </ul>
⑬婦人相談所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性非行を伴う女子の子ども等</li> </ul>
⑭配偶者暴力相談支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童虐待に係る通告</li> <li>・配偶者からの暴力の被害者の同伴児童等の一時保護</li> </ul>
⑮民間団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別のケースにおける見守り的な支援など(地域の実情に応じた柔軟で多様な連携を図る)</li> </ul>
⑯その他連携を保つべき機関 ・公共職業安定所 ・地域障害者職業センター ・精神保健福祉センター ・社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の就職等</li> <li>・精神薄弱児(者)の判定等</li> <li>・思春期精神保健に関すること等</li> <li>・児童福祉を目的とする各種の事業に関する連絡・調整等</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他少年鑑別所、少年サポートセンター、保護観察所、保護司、人権擁護委員、弁護士、いのちの電話、民間虐待防止団体、ボランティア団体、地域子ども会、母親クラブ等との連携</li> </ul>	

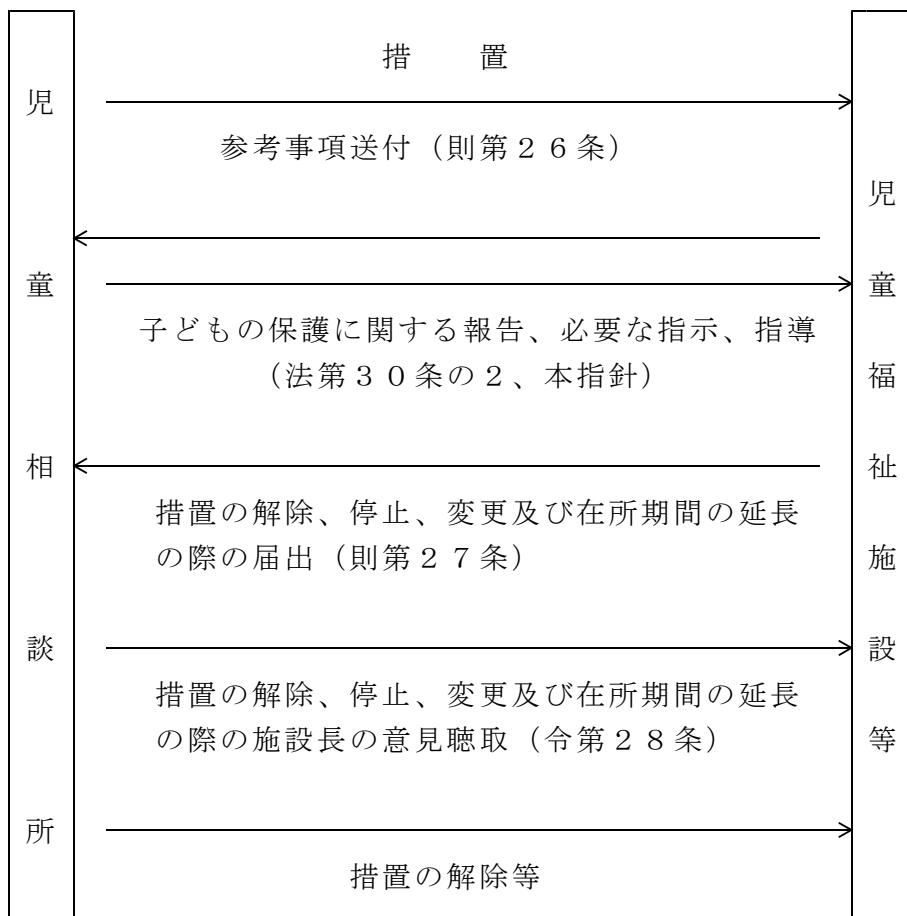
表－２ 受け付ける相談の種類及び主な内容

養護相談	1. 養護相談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、棄児、迷子、虐待を受けた子ども、親権を喪失した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談。	
保健相談	2. 保健相談	未熟児、虚弱児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する子どもに関する相談	
障害相 害相 談	3. 肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談。	
	4. 視聴覚障害相談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障害児に関する相談。	
	5. 言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ子ども、言語発達遅滞、学習障害や注意欠陥多動性障害等発達障害を有する子ども等に関する相談。ことばの遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等其他の相談種別に分類される場合はそれぞれのところに入れる。	
	6. 重症心身障害相談	重症心身障害児（者）に関する相談。	
	7. 知的障害相談	知的障害児に関する相談。	
	8. 自閉症等相談	自閉症若しくは自閉症同様の症状を呈する子どもに関する相談。	
	非行相 談	9. ぐ犯等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為若しくは飲酒、喫煙等の問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない子どもに関する相談。
		10. 触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談。受け付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されている子どもに関する相談についてもこれに該当する。
育成相 談	11. 性格行動相談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する子どもに関する相談。	
	12. 不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある子どもに関する相談。非行や精神疾患、養護問題が主である場合等にはそれぞれのところにより分類する。	
	13. 適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談。	
	14. 育児・しつけ相談	家庭内における幼児のしつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談。	
	15. その他の相談	1～14のいずれにも該当しない相談。	

表－3 相談受付経路

1	都道府県・市町村 ・福祉事務所 ・児童委員 ・他の児童相談所 ・その他
2	児童家庭支援センター
3	児童福祉施設・指定医療機関
4	警察等
5	家庭裁判所
6	保健・医療機関 ・保健所・市町村保健センター ・医療機関
7	学校等 ・学校 ・教育委員会等
8	里親等
9	配偶者暴力相談支援センター
10	家族・親戚
11	近隣、知人
12	子ども本人
13	民間団体
14	その他

図一 4 児童相談所と児童福祉施設等との関係



表－４ 児童相談所が行う援助の種類

1 在宅 指導 等	(1)措置によらない指導	ア 助言指導 イ 継続指導 ウ 他機関あつせん
	(2)措置による指導	ア 児童福祉司指導 イ 児童委員指導 ウ 児童家庭支援センター指導 エ 知的障害者福祉司指導、社会福祉主事指導 オ 障害児相談支援事業を行う者の指導 カ <u>指導の委託</u>
	(3)訓戒、誓約措置	
2	児童福祉施設入所措置、指定 <u>医療機関</u> 委託	
3	里親、 <u>小規模住居型児童養育事業</u> 委託	
4	児童自立生活援助 <u>の実施</u>	
5	福祉事務所送致等	
6	家庭裁判所送致	
7	家庭裁判所に対する家事審判の申立て	

発第 号  
平成 年 月 日

### 出頭要求告知書

(保護者氏名) 殿

〇〇〇〇知事 印

児童虐待の防止等に関する法律第8条の2の規定に基づき、次のとおり、児童を同伴して出頭することを求めます。

出頭を求められる者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日生 ( 歳)
出頭を求める日時及び場所	日 時	平成 年 月 日 午 時 分
	場 所	
同伴すべき児童	氏 名	男・女
	生年月日	年 月 日生 ( 歳)
出頭を求める理由となった事実の内容		
連絡先住所	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3 〇〇児童相談所〇〇課〇〇係	
連絡先電話番号	01-2345-6789 (内線 1234)	

- (注意) 1 正当な理由なく出頭要求に応じない場合は、当該児童の安全の確認又はその安全を確保するため、児童虐待の防止等に関する法律第9条第1項の立入調査その他の必要な措置を講ずることとなり、正当な理由なく当該立入調査を拒否した場合には、50万円以下の罰金に処せられることがあります。
- 2 上記の出頭を求める日時又は場所について、やむを得ない理由により、出頭することが困難な場合、〇月〇日〇時まで、上記連絡先に連絡してください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

※ 「知事」名欄には、各自治体に応じて、政令指定都市の長、児童相談所設置市の長、委任を受けた児童相談所長名を記載のこと。

告 発 状

〇〇県〇〇警察署長 殿

- 1 告発人  
住 所 〇〇〇県〇〇〇市〇〇〇1-2-3  
職氏名 〇〇〇県〇〇児童相談所長 〇〇 〇〇 印
- 2 被告発人  
住 所 〇〇〇県〇〇〇市〇〇〇4-5-6  
氏 名 〇〇〇〇
- 3 告発の趣旨  
被告発人の下記4の事実は、児童虐待の防止等に関する法律第9条第2項により適用される児童福祉法第61条の5の立入調査拒否罪に該当すると思料されるので、被告発人を処罰されたく告発する。
- 4 告発の事実
- 5 罰条  
児童虐待の防止等に関する法律第9条第2項  
児童福祉法第61条の5
- 6 告発に至る経緯
- 7 証拠資料
- 8 添付書類



第 号  
平成 年 月 日

出頭要求告知書

（保護者氏名） 殿

〇〇〇〇知事 印

児童虐待の防止等に関する法律第9条の2の規定に基づき、次のとおり、児童を同伴して出頭することを求めます。

出頭を求められる者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日生（ 歳）
出頭を求める日時及び場所	日 時	平成 年 月 日 午 時 分
	場 所	
同伴すべき児童	氏 名	男・女
	生年月日	年 月 日生（ 歳）
出頭を求める理由となった事実の内容		
連絡先住所	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3 〇〇児童相談所〇〇課〇〇係	
連絡先電話番号	01-2345-6789（内線 1234）	

- （注意） 1 正当な理由なく出頭要求に応じない場合は、当該児童の安全の確認又はその安全を確保するため、児童虐待の防止等に関する法律第9条第3項に基づき、裁判官の発する許可状を得た上で、当該児童の住所若しくは居所に臨検し、又は当該児童を捜索することがあります。
- 2 上記の出頭を求める日時又は場所について、やむを得ない理由により、出頭することが困難な場合、〇月〇日〇時まで、上記連絡先に連絡してください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

※ 「知事」名欄には、各自治体に応じて、政令指定都市の長、児童相談所設置市の長、委任を受けた児童相談所長名を記載のこと。

## 臨 検 ・ 捜 索 許 可 状 請 求 書

平成 年 月 日

裁判所

裁判官 殿

〇〇〇〇知事

㊟

児童虐待の防止等に関する法律第9条の3に基づき、下記の臨検・捜索許可状の発付を請求する。

### 記

- 1 保護者の氏名及び生年月日  
年 月 日生（ 歳）
- 2 臨検・捜索すべき場所
- 3 捜索すべき児童の氏名及び生年月日  
年 月 日生（ 歳）
- 4 児童虐待が行われている疑いがあると認められる事由及び資料
- 5 臨検・捜索させようとする住所又は居所に児童が現在すると認められる事由及び資料
- 6 児童の保護者が同法第9条第1項の規定による立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した事実及びそれを証する資料
- 7 同法第9条の2第1項の規定による出頭の求めに応じなかった事実及びそれを証する資料
- 8 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由
- 9 日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由

（注意）1 「知事」名欄には、各自治体に応じて政令指定都市の長、児童相談所設置市の長、委任を受けた児童相談所長名を記載すること。

2 児童の氏名、年齢が明らかでないときは、これらの者を特定するに足りる事項を記載すること。

3 事例に応じ、不要の文字を削ること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

発第 号  
平成 年 月 日

面会・通信制限決定通知書

（保護者氏名） 殿

〇〇〇児童相談所長 印

児童虐待の防止等に関する法律第12条の規定に基づき、次のとおり、  
同条第1項第1号に規定される下記の児童との面会  
同条第1項第2号に規定される下記の児童との通信  
の制限を行います。

制限を受ける者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日生（ 歳）
制限する理由		
対象となる児童	住所又は居所	
	氏 名	男・女
	生年月日	年 月 日生（ 歳）
連絡先住所	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3 〇〇児童相談所〇〇課〇〇係	
連絡先電話番号	01-2345-6789（内線 1234）	

- （注意） 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、〇〇〇知事に対し、不服申立てをすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると不服申立てができなくなります。
- 2 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、〇〇〇県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

発第 号  
平成 年 月 日

面会・通信制限解除決定通知書

(保護者氏名) 殿

〇〇〇児童相談所長 印

次のとおり、〇〇〇児童相談所長が、平成 年 月 日 発第 号により  
制限した、児童虐待の防止等に関する法律第12条に基づく  
同条第1項第1号に規定される下記の児童との面会  
同条第1項第2号に規定される下記の児童との通信  
の制限を解除します。

制限を解除される者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日生 ( 歳)
制限を解除する理由		
対象となる児童	住所又は居所	
	氏 名	男・女
	生年月日	年 月 日生 ( 歳)
連絡先住所	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3 〇〇児童相談所〇〇課〇〇係	
連絡先電話番号	01-2345-6789 (内線 1234)	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

発第 号  
平成 年 月 日

面会・通信制限決定通知書

（保護者氏名） 殿

〇〇〇施設長 印

児童虐待の防止等に関する法律第12条の規定に基づき、次のとおり、  
同条第1項第1号に規定される下記の児童との面会  
同条第1項第2号に規定される下記の児童との通信  
の制限を行います。

制限を受ける者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日生（ 歳）
制限する理由		
命令の有効期間	本日から平成 年 月 日まで	
対象となる児童	住所又は居所	
	氏 名	男・女
	生年月日	年 月 日生（ 歳）
連絡先住所	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3 〇〇児童養護施設〇〇課〇〇係	
連絡先電話番号	01-2345-6789（内線 1234）	

- （注意） 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、〇〇〇知事に対し、不服申立てをすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると不服申立てができなくなります。
- 2 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、〇〇〇（当該施設の設置主体）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

発第 号  
平成 年 月 日

接近禁止命令書

(保護者氏名) 殿

〇〇〇〇知事 印

児童虐待の防止等に関する法律第12条の4の規定に基づき、次のとおり命令する。

命令を受ける者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日生 ( 歳)
命 令 の 内 容	都道府県知事が特に必要と認める場合を除き、児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身边につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所（通学路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。）の付近をはいかいしてはならない。	
命令をする理由		
命令の有効期間	本日 から 平成 年 月 日まで	
対象となる児童	住所又は居所	
	氏 名	男・女
	生年月日	年 月 日生 ( 歳)
連絡先住所	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3 〇〇県〇〇部(局) 〇〇課〇〇係	
連絡先電話番号	01-2345-6789 (内線 1234)	

- (注意) 1 本命令に違反した場合、児童虐待の防止等に関する法律第17条の規定により、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられることがある。
- 2 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、〇〇〇県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができる。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができない。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

発第 号  
平成 年 月 日

接 近 禁 止 命 令 取 消 書

（保護者氏名） 殿

〇〇〇〇知事 印

児童虐待の防止等に関する法律第12条の4第6項の規定に基づき、本日付けで、次のとおり、〇〇〇〇知事が、平成 年 月 日 発第 号により命令した接近禁止命令を取り消す。

命令を取り消される者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日生（ 歳）
命 令 の 内 容	都道府県知事が特に必要と認める場合を除き、児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身边につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所（通学路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。）の付近をはいかいしてはならない。	
命令を取り消す理由		
対 象 と な る 児 童	住所又は居所	
	氏 名	男・女
	生年月日	年 月 日生（ 歳）
連 絡 先 住 所	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3 〇〇県〇〇部（局）〇〇課〇〇係	
連 絡 先 電 話 番 号	01-2345-6789 （内線 1234）	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(別添 10 様式)

発第 号  
年 月 日

〇〇警察署長 殿

児童相談所長

年 月 日付をもって貴職より少年法第 6 条の 6 第 1 項 (1 号又は 2 号) に基づき送致のあったつぎの児童について児童福祉法の規定により下記のとおり援助を決定したので通知します。

児 童	氏 名	性別 年齢
	住 所	
保 護 者	氏 名	
	住 所	
援 助 内 容	開始期日	
	内 容	



